平成 29 年２月 22 日

会　員　各　位

日本公認会計士協会
副会長　山田 治彦

株式会社東京証券取引所の決算短信・四半期決算短信の記載事項の見直しについて（決算短信・四半期決算短信に監査及び四半期レビューが不要であることの明確化）

平成 29 年２月 10 日付けで株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）から有価証券上場規程及び決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領等（以下「作成要領等」という。）の改正が公表されました。これにより、平成 29 年３月期から決算短信の様式が変更となります。

本改正は、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告-建設的な対話の促進に向けて-」（平成 28 年４月 18 日）を受けて検討されたものです。昨年 10 月に東証から決算短信及び四半期決算短信（以下「決算短信等」という。）の様式のうち「サマリー情報」について、上場会社に課している使用義務を撤廃するとの改正案がパブリックコメント手続に付され、その結果、有価証券上場規程及び作成要領等が改正されることになりました。当協会では、このパブリックコメント募集に対して、作成要領等の改正により監査が不要であることを明確にすること等を意見として提出しています。

決算短信等については、改正前から、監査及び四半期レビュー（以下「監査等」という。）は不要であり、決算短信等には、事業報告等や有価証券報告書などの法定開示に先立って決算の内容を迅速に開示する速報として早期に開示することが求められてきました。

しかしながら、監査等の終了を待たずに過半の上場会社が監査等の終了前に決算短信等の開示をしている一方で、会社法監査の終了後に決算短信を開示している会社が全上場会社の約４割、四半期レビューの終了後に四半期決算短信を開示している会社が約１割あるなど、監査等の終了後に決算短信等を開示している会社も少なくない現状となっています。このことから、改正後の作成要領等の注意事項等では、「決算短信等の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行うよう、改めてお願いします。」との要請が新たに記載されています。

また、新たな決算短信等の参考様式では、「決算短信は監査の対象外」と明記されており、改正前の「監査手続の実施状況に関する表示」の記載例として、「監査手続を実施中である旨」や「監査手続は終了していない旨」を記載するものから、決算短信等が監査等の対象外であり不要であることがより明確にされています。

会員各位におかれましては、決算短信等については、監査等の対象外であることから会社の責任において速報値として早期に開示を行うよう促し、監査人として、会社法監査及び金融商品取引法監査について、より高品質な監査を実施するために十分な監査期間を確保した上で実施いただくようお願いします。

以　上